

鹿角市告示第101号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約の変更した内容（契約公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：鹿角市庁舎敷地内環境整備（軽作業）業務 委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日
(2) 契約相手方の氏名 又は名称	公益社団法人 鹿角地域シルバー人材センター
(3) 契約を変更した日	令和3年10月1日
(4) 契約金額	1,890,262円
(5) 契約の相手とした 理由	1. 本市に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 2. 臨時的かつ短期的な職業を希望する高齢者のための就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行なっていること。 上記条件を満たしている者が当該団体のみであるため。 また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者就業機会の確保と社会参加を促進することができるため。

令和3年10月1日

鹿角市長 関 厚